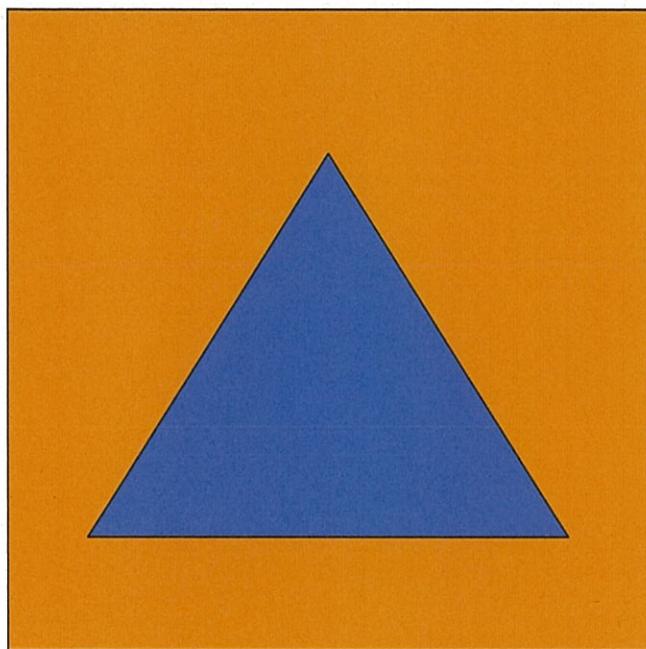


三股町国民保護計画



平成19年 3月
(平成23年 3月一部改訂)

三 股 町

目 次

第1編 総 論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 用語の意義	2
3 町国民保護計画の構成	3
4 町国民保護計画の見直し、変更手続	4
5 町地域防災計画との整合性	4

第2章 国民保護措置に関する基本方針

1 基本人権の尊重	5
2 国民の権利利益の迅速な救済	5
3 国民に対する情報提供	5
4 関係機関相互の連携協力の確保	5
5 国民の協力	5
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	6
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	6
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	6
9 外国人への適用	6

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 町の事務	8
2 県の事務	9
3 指定地方行政機関の事務	10
4 自衛隊の事務	11
5 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務	12
6 公共的団体との協力	12

第4章 町の地理的、社会的特徴

1 地形	13
2 気候	13
3 人口分布	13
4 道路の位置等	14
5 鉄道、空港、港湾の位置等	14
6 自衛隊施設	14
7 その他	14

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態	15
2 緊急対処事態	15

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

1 町の各課等における平素の業務	16
2 町職員の収集基準等	16
3 消防団の充実・活性化の推進等	18
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	18

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方	20
2 県との連携	20
3 都城市消防局との連携	21
4 他の市町村との連携	21
5 指定公共機関等との連携	21
5 ボランティア団体等に対する支援	22

第3 通信の確保

1 非常通信体制の整備	23
2 非常通信体制の確保	23

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方	24
2 警報等の伝達に必要な準備	26
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	27

第5 研修及び訓練

1 研修	28
2 訓練	28

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項	30
2 避難実施要領のパターンの作成	31
3 救援に関する基本的事項	31
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5 避難施設の指定への協力	31
6 生活関連等施設の把握等	32

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 町における備蓄	33
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	33
3 各家庭及び職場での備蓄	34

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発	35
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	35

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1 情報連絡本部等の設置及び初動措置	36
2 町対策本部に移行する場合の調整	38
第2章 町対策本部の設置等	
1 町対策本部の設置等	39
2 町対策本部の組織等	40
3 町対策本部の運営	46
4 通信の確保	46
5 町対策本部における広報等	47
第3章 関係機関相互の連携	
1 国・県の対策本部との連携	48
2 都城市消防局との連携	48
3 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	48
4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	49
5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	49
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	50
7 町の行う応援等	50
8 ボランティア団体等に対する支援等	51
9 住民への協力要請	51
第4章 警報及び避難の指示等	
第1 警報の伝達等	
1 警報の内容の伝達等	52
2 警報の内容の伝達方法	53
3 緊急通報の伝達及び通知	53
第2 避難住民の誘導等	
1 避難の指示の通知・伝達	54
2 避難実施要領の策定	55
3 避難住民の誘導	56
4 武力攻撃事態4類型ごとの避難の留意事項	59
第5章 救援	
1 救援の実施	60
2 関係機関との連携	60
3 救援の内容	61
第6章 安否情報の収集・提供	
1 安否情報の収集	62
2 県に対する報告	63
3 安否情報の照会に対する回答	63
4 日本赤十字社に対する協力	64

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	65
2 武力攻撃災害の兆候の通報	65

第2 応急措置等

1 退避の指示	66
2 警戒区域の設定	67
3 応急公用負担等	68
4 消防に関する措置等	68

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保	70
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	70

第4 NBC攻撃による災害への対処等

第8章 被災情報の収集及び報告

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保	76
2 廃棄物の処理	77

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定	78
2 避難住民等の生活安定等	78
3 生活基盤等の確保	78

第11章 特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方	81
2 公共的施設の応急の復旧	81

第2章 武力攻撃災害の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	83
2 損失補償及び損害補償	83
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	83

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態	84
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を図ることが最も重要である。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

この計画は、平成16年6月に制定された国民保護法第35条の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、町国民保護計画に基づき、関係機関と連携協力し、国民の協力を得つつ、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

① 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

- ② 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ その他町の区域に係る国民保護措置に関し、町長が必要と認める事項

2 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、下表に定めるところによるものとし、その他の用語については、国民保護法の例によるものとする。

用語	定義
國民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
國民保護措置	国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）
基本指針	国民保護法第32条の規定に基づき政府が作成した基本指針
国の国民保護計画	国民保護法第33条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第34条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画

町国民保護計画	国民保護法第35条の規定に基づき町長が作成した国民の保護に関する計画
国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画
町地域防災計画	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき三股町防災会議が作成した三股町地域防災計画
町国民保護協議会	国民保護法第39条の規定に基づき設置された三股町国民保護協議会
国 の 対 策 本 部	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第10条の規定により内閣に設置された武力攻撃事態等対策本部
国 の 現 地 対 策 本 部	国民保護法第24条第2項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部
県 対 策 本 部	国民保護法第27条の規定により県に設置された宮崎県国民保護対策本部(宮崎県緊急対処事態対策本部を含む。)
県現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された県の現地対策本部
町 対 策 本 部	国民保護法第27条の規定により町に設置された三股町国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)
N B C 攻 撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃

3 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不斷の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、国民保護法施行令第5条で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

5 町地域防災計画との整合性

町においては、災害対策基本法に基づき、町地域防災計画を策定しているが、その対象としている災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法には、国民保護措置と共通する部分が多い。

また、発生した事態に効果的に対応するためには、町対策本部の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、町地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。

また、この計画に定めのない事項については、町地域防災計画等に準じて対応するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、国民の安心・安全が確保されるよう事前対策を徹底するとともに、既存の体制との整合性を図り、総合的な危機管理体制を強化し、町の責務が確実に果たせる実践的な計画とするほか、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、他の市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をしよう努めるものとし、この要請が強制にわたることがないよう留意する。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

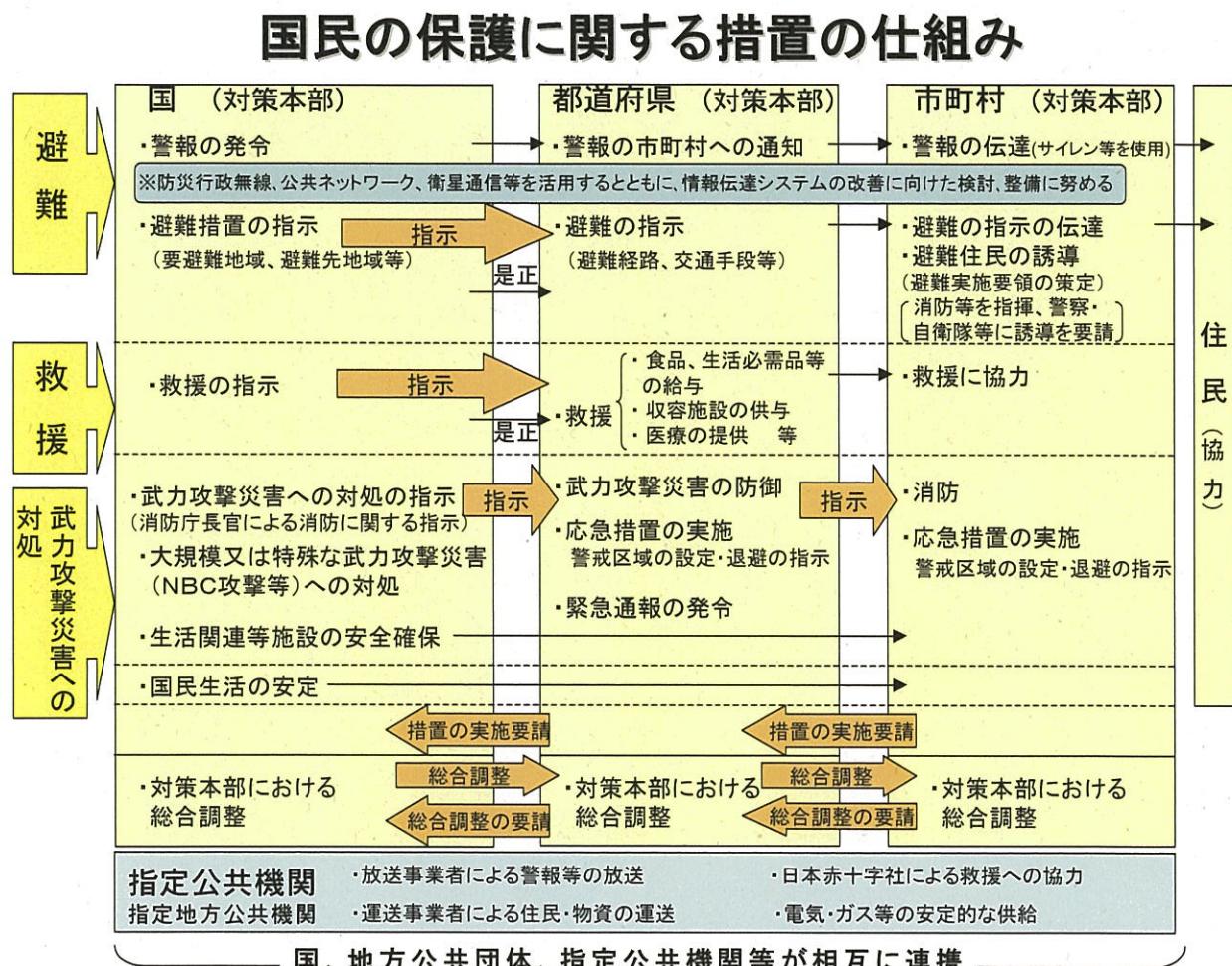
9 外国人への適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、町内に居住し、又は滞在している外国人についても、この計画に基づく国民保護措置を実施する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



1 町の事務

町は、この計画に基づき、警報の伝達、避難住民の誘導など、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
三股町	<ul style="list-style-type: none"> 1 町国民保護計画に関すること。 2 町国民保護協議会に関すること。 3 町対策本部に関すること。 4 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 5 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 6 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 7 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関すること。 8 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関すること。 9 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 10 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関すること。 11 武力攻撃災害の復旧に関すること。 12 特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。

2 県の事務

県は、県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、避難の指示、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
宮 崎 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県国民保護計画に関すること。 (2) 県国民保護協議会に関すること。 (3) 県対策本部に関すること。 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関するこ と。 (7) 警報の通知に関すること。 (8) 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避 難その他の住民の避難に関すること。 (9) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の 救援に関すること。 (10) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指 示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その 他の武力攻撃災害への対処に関すること。 (11) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民 生活の安定に関する措置に関すること。 (12) 武力攻撃災害の復旧に関すること。 (13) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付又は使用の許可に関す ること。

3 指定地方行政機関の事務

指定地方行政機関は、国の国民保護計画に基づき、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県、市町村等が行う国民保護措置に関し、必要な支援を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務
九州管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。
福岡防衛施設局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。
九州総合通信局	(1) 電気通信事業者及び放送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 (3) 非常事態における重要通信の確保に関すること。 (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
九州財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 普通財産の無償貸付に関すること。 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。
門司税関	(1) 輸入物資の通関手続に関すること。
九州厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。
宮崎労働局	(1) 被災者の雇用対策に関すること。
九州農政局	(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。 (2) 農業関連施設の応急復旧に関すること。
九州森林管理局	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること。
九州経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (2) 危険物等の保全に関すること。

九州地方整備局	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 港湾施設の応急復旧に関すること。
九州運輸局	(1) 運送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 運送施設及び車両の安全保安に関すること。
大阪航空局	(1) 飛行場使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 航空機の航行の安全確保に関すること。
福岡管区気象台	(1) 気象状況の把握及び情報の提供に関すること。
第十管区海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること。 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等に関すること。 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。

4 自衛隊の事務

自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するとともに、他の機関が実施する国民保護措置を支援するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊	(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関すること。
海上自衛隊	(2) 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関すること。
航空自衛隊	
地方協力本部	

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護業務計画に基づき、その業務に関する国民保護措置を実施する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
災害研究機関	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	(1) 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。 (2) 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
電気通信事業者	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関すること。 (3) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関すること。
電気事業者	(1) 電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給に関すること。
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	(1) 水の安定的な供給に関すること。
日本郵政公社	(1) 郵便の確保に関すること。
一般信書便事業者	(1) 信書便の確保に関すること。
日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関すること。
日本赤十字社	(1) 救援への協力に関すること。 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。
公共的施設 管理者	(1) 所管する公共的施設の維持管理に関すること。 (2) 被災施設の復旧に関すること。
病院その他の 医療機関等	(1) 医療等の確保に関すること。

6 公共的団体との協力

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、住民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図るものとする。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

三股町は、宮崎県の南西部に広がる都城盆地の南東に位置し、東部は北郷町及び日南市に、西部及び北部は都城市及び宮崎市に接している。

面積は、²110.01kmで、東西に18km、南北に12.7kmのやや東西に細長い形となっている。東部及び南部では鰐塚山系の山並みが広がり、主に山林地帯となっている。西部地域では、都城盆地の平野部が広がり、農地や市街地が形成されている。

また、東部の鰐塚山系に源を発する大淀川水系の沖水川が本町の中央を西へ流れている。

2 気候

本町は、都城盆地の南東、鰐塚山系の麓に位置することから、内陸性の気候を示しており、夏と冬、昼と夜の寒暖差が大きい。平成9年から平成18年までの10年間の平均気温は概ね16℃以上、最高気温は35℃以上、最低気温は氷点下4℃以下となっている。

降水量についても年によって差があり、この10年間の平均降水量は2,500mmを超えていているが、降水量が多かった年と少なかった年では、およそ1,000mm以上の差がある。

3 人口分布

本町の平成18年10月1日現在の人口は、24,643人で、町の中心部である役場周辺から都城市に隣接する西部地域にかけて人口が集中している。特に、西部の植木地区や北部の蓼池地区で人口の増加が進んでいる。

4 道路の位置等

道路は、北西部を通る国道269号、南西部を通る国道222号、中央部を東西に通る県道33号都城北郷線を主要な幹線道路に、他県道5路線、町道1, 107路線が幹線及び生活道路となっている。

5 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、北西部にJR日豊本線が通っており、町内に三股駅、餅原駅を有している。

空港は、東に宮崎空港、西に鹿児島空港が40km圏内にある。共に国が管理する第2種空港で、宮崎空港は2,500m、鹿児島空港は3,000mの滑走路を有している。

港湾は、東に宮崎港、南東に油津港、南に志布志港があり、概ね40km圏内である。

6 自衛隊施設

自衛隊施設は、隣接する都城市に陸上自衛隊都城駐屯地が所在し、第43普通科連隊を基幹とする部隊が駐屯している。

7 その他

本町には、国民保護措置の実施に当たり、特に留意すべき原子力発電所や石油コンビナートは所在しない。

しかし、隣接する鹿児島県には、原子力発電所や石油コンビナートが所在しており、鹿児島県内の市町村との連携には、特に留意する。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来